

Q 休日振替には社員の同意が必要か

A

業務の必要に応じて社員に休日振替をさせる旨の就業規則の定めがあり、その定めに基づいて、あらかじめ別の日を休日として特定して行われるのであれば、使用者は労働者の個別の同意がなくても休日振替を実施できます（昭和 23. 4.19 基収 1397 号など）。

逆に言えば、就業規則や労働契約の定めがない場合は、社員の個別の同意が必要ということになります。